

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	大口町 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「介護保険に関する事務」を行うため「介護保険システムMCWELL」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第100の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 <p>○介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務
③システムの名称	介護保険システムMCWELL、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項、別表第100項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表131の項及び第133条、同表132の項及び第134条</p> <p>【他機関から大口町への情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(第2項、第3項、第7項、第11項、第42項、第56項、第65項、第69項、第80項、第86項、第87項、第108項、第115項、第125項、第128項、第131項、第132項、第144項、第161項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部長寿ふくし課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号 0587-95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部長寿ふくし課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号 0587-94-0051
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しログイン情報やログを残すようにしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分にしている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分にしている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	課長 佐藤幹広	課長 服部昭彦	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	ICカード又は静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月6日	I-1-③ システムの名称	介護保険システムMCWELL、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	介護保険システムMCWELL、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	健康生きがい課	長寿ふくし課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	健康生きがい課	長寿ふくし課	事前	
令和6年9月30日	I-1-② 事務の概要	別表第一項 第68の項	別表第100の項	事後	
令和6年9月30日	I-3 法令上の根拠	別表第1、第68項(介護保険に関する事務であって主務省令で定めるもの)	別表第100項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 ○番号法第19条第8号、別表第2の第94項 ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「介護保険に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの。 【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) ○番号法第19条第8号(別表第2の第3欄) 別表第2(第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第56の2項、第58の項、第61項、第62項、第80項、第87項、第90項、第94項、第95項、第117項)	○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表131の項及び第133条、同表132の項及び第134条 【他機関から大口町への情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表(第2項、第3項、第7項、第11項、第42項、第56項、第65項、第69項、第80項、第86項、第87項、第108項、第115項、第125項、第128項、第131項、第132項、第144項、第161項)	事後	
令和7年1月10日	IV-8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しログイン情報やログを残すようにしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年1月10日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、関係する職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	
令和7年1月10日	I-1-③ システムの名称	介護保険システムMCWELL、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	介護保険、住基ネットCS、宛名管理団体内統合宛名システム、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓口ソリューション(申請管理)	事前	
令和7年1月10日	表紙 特記事項	大口町は、「介護保険に関する事務」を行うため「介護保険システムMCWELL」を使用している。	大口町は、「介護保険に関する事務」を行うため「介護保険」等の各種システムを使用している。	事前	